代替地となる土地の情報をお寄せください

●代替地とは?

公共事業のために必要な土地(公共事業用地)をご提供いただく方が、その公共事業用地の代わりとして必要とされる土地のことです。町では、「代替地として土地を提供(売買)してもよい」とお考えの方から土地の情報を求めています。

●対象公共事業　吉岡町駒寄スマートIC産業団地事業

吉岡町駒寄スマートIC産業団地事業は、就業の場の確保による雇用の創出、税収の増加、産業の振興を図ることで、町のさらなる発展と、持続可能なまちづくりの実現を目的としています。

▲産業団地事業の詳細はこちら(町ホームページ)

●求めている土地情報

面積が概ね200㎡(60坪)以上で、公道に接しており、吉岡町に所在している農地(現在使われていない農地も可)

●申込締切(一次募集)　8月22日㈮

●登録方法　「代替地登録申請書」を土地の所有者がご提出ください。

登録内容

・土地の所在および地番、地目、面積
・建物や設備の状況
・条件の有無

※登録された情報については、代替地希望者へ紹介します。

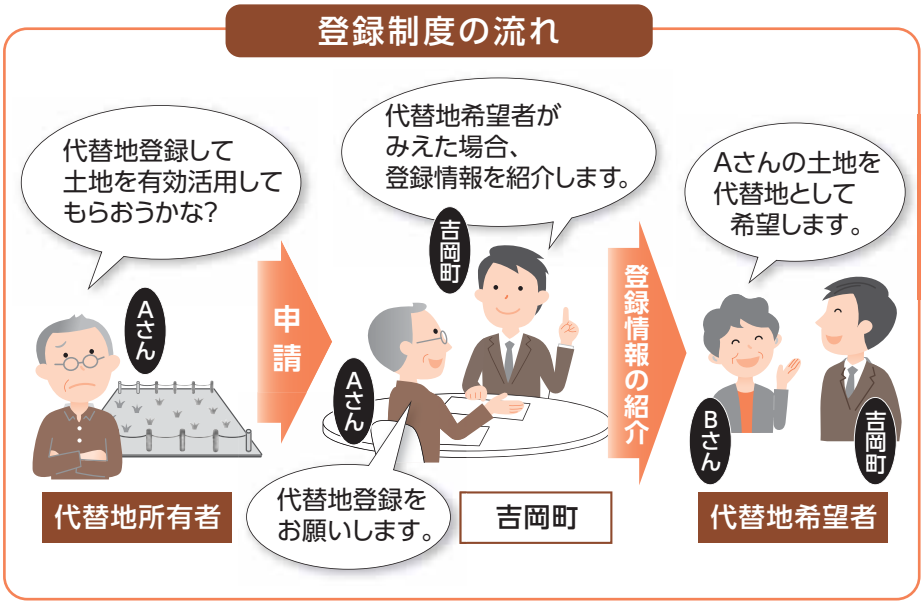

●注意事項

・登録された土地の全てが代替地として売買されるわけではありません。
・土地の利用や売買などを制約するものではありません。
・登録された後も、売買契約などで所有権が移転するまでは、現在の所有者に土地の維持管理を行っていただきます。
・登録後の取り消し・変更は可能です。　(代替地登録取消・変更届の提出が必要です。)

登録受け付け・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室　☎26-2280(直通)
建設課 用地管理室　☎26-2279(直通)

令和8年二十歳のつどいのご案内

二十歳の門出を祝して「令和8年吉岡町二十歳のつどい」を開催します。

▶**期　日**　令和8年1月11日㊐
▶**時　間**　10:00～(9:30受け付け開始)
▶**場　所**　文化センターホール
▶**対象者**　平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれで、町に住民登録がある人、または吉岡中学校を卒業した人

※対象者には11月上旬に案内通知を送付します。

問い合わせ先　教育委員会事務局 生涯学習室　☎54-1054(直通)

まちの職員を募集します

吉岡町職員採用試験(令和8年4月1日採用予定)

一般行政事務

▼採用予定人員　若干人

▼受験資格(次の全てに該当する人)

①平成8年4月2日～平成20年4月1日生まれの人

②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

一般行政事務(就職氷河期世代)

▼採用予定人員　若干人

▼受験資格(次の全てに該当する人)

①昭和51年4月2日～昭和61年4月1日生まれの人

②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

社会福祉士

▼採用予定人員　若干人

▼受験資格(次の全てに該当する人)

①昭和46年4月2日以降生まれで、社会福祉士の資格を有し、かつ、社会福祉士として福祉に関する勤務経験がある人

②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

▼試験日・内容

【第1次試験】9月21日㊐
適性検査、教養試験(時事、社会、人文および自然に関する一般知識など高等学校卒業程度の択一式試験)

【第2次試験】10月中下旬
●各職種共通　事務適性検査
●一般行政事務・一般行政事務(就職氷河期世代)　集団面接など
●社会福祉士　作文試験

【第3次試験】11月中下旬
●各職種共通　個別面接

▼場所　吉岡町役場

▼申し込み方法

原則、町ホームページ内の応募フォームからお申し込みください。

※応募フォームによる申し込みが難しい人は、お問い合わせください。

▼申込受付期間

7月16日㊌～8月8日㊎

▼郵送・問い合わせ先

〒370-3692
吉岡町大字下野田560番地
総務課 人事行政室
☎26・2240(直通)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

▲町ホームページはこちらから

まちの花

農地を貸したい人・借りたい人へ

農地中間管理事業を活用してみませんか？

農地を貸したい人・借りたい人を仲介し、農地の利用集積・集約化を進めています。農地の有効活用のため、農地の管理に困っている人、土地持ち非農家の人、現在の農業経営を拡大したい人、利用権設定が満期を迎える人などは、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

農地の保全管理のお願い

管理が行き届いていない農地で、さまざまな被害が出ています。雑草を放置すると、火災・病害虫・交通事故などの発生要因となり大変危険です。周囲の耕作地や住民に迷惑がかからないよう、除草などの適切な管理をして、荒廃農地の解消にご協力をお願いします。

農地パトロールを実施

農地パトロール（農地利用状況調査）とは、遊休農地の把握と発生防止、農地の無断転用防止を図り、農地の確保と有効利用のために実施するものです。7月下旬から8月上旬にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員によって行います。調査の際、農地に立ち入ることがあります。あらかじめご了承ください。

▼問い合わせ先
農業委員会事務局
☎26・2281（直通）

今月の手話

「いらっしゃいませ」

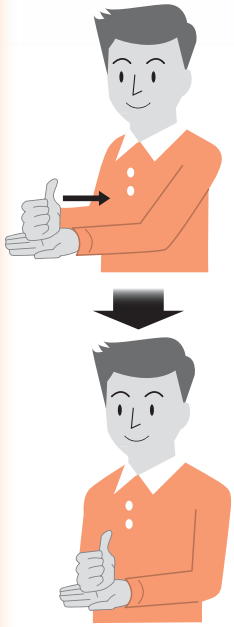

親指を人に見立てて、人が入ってくる様子を表します。

月1で学ぶ! 消費者の賢コツ

高齢者と見守る人の消費者トラブル

●渋川市消費生活センター　☎22-2325
㈪～㈮午前9時～午後4時（㊗・年末年始を除く）
●群馬県消費生活センター　☎027-223-3001
●消費者ホットライン　☎188
町ホームページはこちら▶

高齢者の消費者トラブルの未然防止や早期発見のために、高齢者と高齢者を見守る人に向けて、気を付けてほしい消費者トラブルをご紹介します。

トラブルについて

架空請求

身に覚えのない請求をされた場合、慌てて相手に連絡をしたりお金を支払ったりしないようにしましょう。

送り付け商法

注文していないのに一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分可能です。金銭の支払い義務はありません。

不要なリフォーム・点検商法

「補助金と保険金が受給できると勧誘されて屋根工事の契約をしたが虚偽だった」という相談もあります。

トラブル回避ポイント

- 家族や周りの人が日頃から本人の様子を見守り、変化にいち早く気づくことが大切です。不審な電話や訪問への対応は事前に話し合っておきましょう。
- 何か困ったときは早めに消費生活センターなどにご相談ください。
- 消費生活センターには家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員も相談できます。